

市営住宅補充入居者を募集します

現在、市営住宅に空き部屋はありませんが、平成17年度中に空き部屋が発生した際の補充入居者を次の要領で募集します。受付期間内に申し込みした人は、希望の団地ごとの抽選で入居順位を決定し、空き部屋の紹介をします。

申し込み受付期間

4月1日(金)～
5月16日(月)

申し込み受付場所

市役所第3庁舎2階住宅課
(旧菊池市中央公民館講堂)
各総合支所建設課

申し込みを受け付ける市営住宅

旧菊池市区域
葉山、音町、北宮、音光寺、
淵園、中町、袈裟尾

旧七城町区域

砂田、蛇塚、元村、林原、
林原第2、流川

旧旭志村区域

あさひが丘、高柳、岩本

旧泗水町区域

朝日東、朝日西、福本、田島、
迫田

申し込み資格

次の①～④のすべてに該当していること

- ①現在、住宅に困窮していること
- ②同居する親族(婚約者などを含む)があること(満50歳以上の人は単身でも可)
- ③税金などの滞納がないこと
- ④定められた収入基準内(世帯の月額所得の合計が20万円以下)であること

申し込みに必要な書類

平成17年度市営住宅入居申込書、

住宅状況申告書(市役所に備えてあります)

・住民票の謄本(同居予定者全員分)

・平成16年度所得証明書(18歳以上の同居予定者全員分)

※ただし、18歳以下でも仕事をしている人は必要

・平成16年度分納税証明書(同居予定者で課税対象者全員分)

※最近退職した人、退職予定の人、各種年金を受給している人、母子(父子)家庭の人は、事前に申し出てください。

※市町村合併前に入居申込みをしていた人も、今回、新たに申し込みが必要です。

※今回の申込書類一式の有効期間は平成18年3月31日(金)までです。

申し込み方法

必要書類などをすべて揃えて、入居希望団地を選定(最高3ヶ所)し、直接または郵送(期間最終日消印有効)で受付期間内に申し込んでください。

補充入居順位の選考

団地ごとの抽選で、平成17年度中に空き部屋が生じた場合の入居紹介順位を決定します。

抽選日時・場所

5月29日(日)午前9時から・菊池市総合体育館サブアリーナ

※申込書その他書類などに虚偽の申告があった場合、入居申込みは無効となりますのでご注意ください。

問い合わせ先 住宅課 または
各総合支所建設課

4月28日(木)までに地下水採取量の報告をお願いします
現在、平成16年度分の地下水採取量報告の受け付けをしています。
地下水採取の実態を把握するために「熊本県地下水保全条例」では、地下水を採取している人に、採取の届出と年1回の採取量報告が義務付けられています。すでに届出をしている人には

報告書様式が送付されていますので、必要事項を記入して、4月28日(木)までに最寄りの総合支所民生課に提出してください。
未届けの人は、早急に届出をお願いします。
ただし、吐出口の断面積が6平方センチメートル以上(口径約2.8センチメートル以上)の揚水設備で地下水を採取する場合は届出などの対象になります。

問い合わせ・提出先
環境課 または 七城・泗水・旭志の各総合支所民生課

「お母さんのための資格取得入門」を無償配布します
熊本県では、母子家庭のお母さんが自ら行う通学・通信教育での資格や技能習得のチャレンジを経済的に応援する事業や、資格取得のため、学校などの養成機関に現在在学中の母子家庭のお母さんの経済的負担軽減を図る事業などで就業による経済的自立を支援しています。



そんな情報を冊子にまとめた「熊本県母子家庭自立支援給付金ガイドブック」お母さんのための資格取得入門」を、現在、菊池市役所と各総合支所の窓口で無償配布しています。
母子家庭のお母さんで希望する人は、各窓口で受け取ってください。

人権・行政相談所を開きます
市民の皆さんの家族間の問題や財産・相続の問題、差別・いじめなどの「人権」や「行政」などの問題で困っていませんか。心配ごとなどを、気軽に相談してください。
相談は無料です。
とき 4月19日(火)
午前10時～正午
ところ 菊池市中央公民館
相談員 人権擁護委員、行政相談委員
問い合わせ先 市民課

4月1日(金)から導入

水とみどりの森づくりり税

県民みんなで「みどりの財産」を次の世代へ

森林は、水を蓄えたり、土砂崩れを防いだり、地球温暖化の原因の一つである二酸化炭素(CO2)を吸収したりするなど、多くの働きを持っています。しかし、近年、手入れが十分にされない森林が増え、働きの低下が心配されています。森林をみんなの財産として県民全体で守り育て、次の世代へ引き継いでいくためには、一刻も早い対策が必要です。そこで、従来の取り組みに加え、この税を活用して森林の働きの維持・増進を図る施策などに取り組みます。

対象となる人

熊本県内に住所、事業所などがある個人および法人。

※生活保護法の生活扶助を受けている人や前年中の所得が一定額以下の人などの県民税均等割が非課税の人には課税されません。

税額

・個人
年額500円

・法人
年額1,000円～
40,000円(法人県民税均等割の5%相当額)

納税方法

現在の県民税の納税方法と同じです。

・個人
給与所得者は給与から差し引

かれ、自営業者などは市町村から送付される納付書で納めます。

・法人
県への申告で納めます。

税収規模
年間 約4億2千万円

税制の検討

導入後5年をめどに、税収を活用した事業の効果などを検証し、税制の見直しを検討します。

問い合わせ先

熊本県庁
☎096(383)1111

・税の用途
林政課 内線 5593

・税の制度
税務課 内線 3369

平成17年度の土地や家屋の価格の縦覧と固定資産課税台帳の閲覧ができます

土地・家屋縦覧帳簿の縦覧

納税者の皆さんに固定資産税を信頼してもらうことを目的に情報開示が拡充されています。

4月1日(金)から新たに作成される平成17年度縦覧帳簿の菊池市内の土地・家屋の価格を期間中、納税者の皆さんが縦覧できます。

縦覧帳簿を縦覧できる人

・土地または家屋の納税者

・納税者の同居親族

・納税管理人・委任状持参の代理人

・賦課期日以後の新所有者

※土地の納税者は土地の、家屋の納税者は家屋の、両資産の

納税者は土地・家屋両方の縦覧帳簿の縦覧ができます。ただし、その資産が免税点の場合には縦覧できません。

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳(土地・家屋等)に登録されている価格などの事項は、平成17年度の固定資産税の課税の基礎になるため関係者の人は縦覧期間内にこの内容を閲覧できます。

固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、市長がその価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を算定します。このようにして決定した価格や課税標準額は、菊池市固定資産課税台帳に登録されます。

閲覧できる関係者とは、納税義務者である本人、または同居の親族および納税管理人です。代理で閲覧する場合は、委任状が必要です。

縦覧・閲覧期間

4月1日(金)～5月31日(火)

午前8時30分～午後5時

※土・日・祝祭日の閉庁日を除く

持参するもの

納税通知書または課税明細書・印かん・委任状など(縦覧する人によって異なりますので詳細は、問い合わせください)

※縦覧期間中の閲覧・縦覧手数料は無料ですが、課税台帳の写しが必要な場合は有料(一

件につき300円)です。

縦覧・閲覧場所および問い合わせ先

・菊池総合支所税務課

・七城総合支所
総務振興課税務係

・泗水総合支所
総務振興課税務係

・旭志総合支所
総務振興課税務係

	軽自動車税	固定資産税	市県民税	国民健康保険税			
1期	5月31日(火)	5月31日(火)	6月30日(木)	1期	8月1日(月)	5期	11月30日(水)
2期	-	8月1日(月)	8月31日(水)	2期	8月31日(水)	6期	12月26日(月)
3期	-	9月30日(金)	10月31日(月)	3期	9月30日(金)	7期	1月31日(火)
4期	-	11月30日(水)	12月26日(月)	4期	10月31日(月)	8期	2月28日(火)

※口座振替を利用する場合は、25日が振替日です(再振替は翌月の10日)
※振替日が土日祭日の場合は、その翌日です